

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の 一部を改正する命令の概要

1．改正内容

- ・ 運営管理機関の登録申請の際に、財務諸表を添付させることとするもの。
- ・ 運営管理機関が廃業した際の引継書類を様式化し、届出の必要性を明確化するもの。
- ・ 運営管理機関登録簿の変更届出の際に、登録簿の差し替えも提出させることとするもの。

2．公布日

平成16年8月30日

3．施行日

平成16年10月1日